



高齢者生活応援事業 ISECA使い切りカード 利用期限を延長します

手続きは不要

本市では食料品などの物価高騰の影響を受けている高齢者の外出や買い物を応援するため、高齢者生活応援事業として65歳以上の高齢者に市内のISECA加盟店で利用できるISECA使い切りカード1万円分を送付しました。ISECA使い切りカードの利用期限を8月31日(月)までとしていましたが、次のとおり延長します。

※利用期限延長に伴う申請手続きは不要です

問 高齢政策課 (☎27-2752)



▲市HP

変更後の利用期限 12月31日(木)まで

ISECA使い切りカードは、郵送で送付しています



ISECA使い切りカードの見本はこちらです



ISECA使い切りカードの利用方法

- 利用方法は二通りあります。
- スマートフォンアプリ(chiica)での利用=全ての加盟店で利用できます
 - カードのままでの利用=カードが使える加盟店のみ利用できます
- ※カード利用の場合はアプリ利用の場合よりも使える加盟店が少なくなります

詳しくは高齢者生活応援事業コールセンター(☎27-6275)へお問い合わせください

※受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです

よくある問い合わせ

Q1 ISECA使い切りカードはお釣りが出ますか？

A1 お釣りは出ませんが、残高が無くなるまで繰り返し使えます。支払い金額が残高を超える場合は、現金と併用して支払うことができます。

Q2 郵便局での保管期間が過ぎてしまったなどの理由でまだ受け取っていない場合はどうすればいいですか？

A2 渡せていないISECA使い切りカード(簡易書留)は、伊勢崎市役所のISECA窓口で保管しています。下記の持ち物を確認の上、できるだけ早めにISECA窓口で受け取ってください。

時 平日の午前8時30分～午後5時

※上記時間での受け取りが難しい人は電話で相談してください

場 ISECA窓口(市役所東館1階市民ホール)

持 受け取りに来る人の運転免許証やマイナンバーカードなど、本人確認ができる物
※代理人による受け取りの場合は代理人の本人確認ができる物



今月の表紙

今月の表紙は市内の保育所に通う子どもたちが外でかけこをして遊んでいる様子。9月から令和9年度の市内の公立保育所、私立保育園、公立・私立幼稚園、認定こども園の入園児の募集を開始します。各園の入園申し込み方法や各園の一覧、施設見学会などについて紹介しています。詳しくは4ページをご覧ください。

市広報プロモーション課 公式インスタグラム 今月の“いち推し伊勢崎”



撮影者: aki_photo_gallery
撮影場所: 赤堀花しょうぶ園

市広報プロモーション課公式インスタグラムで「#いち推し伊勢崎」を付けて投稿された皆さんの写真を紹介しています。



市役所・各支所などの連絡先

- 伊勢崎市役所… ☎0270-24-5111
 - 赤堀支所… ☎0270-62-1151
 - あずま支所… ☎0270-62-1311
 - 境支所… ☎0270-74-1111
- 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

■災害情報案内(24時間)

☎050-5536-6965

■救急病院等案内(24時間)

☎0270-23-1299

広報いせさきの見かた

時	… 日時	¥	… 費用
場	… 場所	持	… 持ち物
対	… 対象	申	… 申し込み
定	… 定員	問	… 問い合わせ
内	… 内容	HP	… ホームページ

広報いせさき

ISES KI No.491

令和8年
8

contents

- P3 ISECA使い切りカード利用期限を延長します
- P4-5 公立保育所などの入園児を募集
- P6-7 DX推進計画を策定しました
- P8-9 今年もがん検診を受けましょう
- P10 伊勢崎シティマラソン出場者募集
- P11 ハニ・ワトリーが全国大会に初参戦！
- P12-14 地産地消推進の店を募集します
省エネ家電の購入費を補助します
生活道路での自動車の法定速度を引き下げ
8月から高額療養費の上限額が変更！ ほか
- P15-16 pick up
伊勢崎市産トマト「甘しずく」トマトラーメンフェア
利根川坂東大橋花火大会 ほか
- P17 まちの出来事
- P18-19 健康ガイド／いきいきシニア／子育て通信
- P20 図書館インフォメーション／いきいき公民館
- P21-29 情報掲示板
21 お知らせ 23 募集 24 講座 26 相談
26 スポーツ 28 善意
- P30 各種相談
- P32 明日へジャンプ／市公式インスタグラムを紹介

QRコードの利用ができない人は 記事の担当部署へ問い合わせをお願いします

本紙掲載のQRコードの利用ができない場合は、掲載記事の担当部署へ問い合わせてください。詳細な事項や申し込みにについて丁寧に対応します。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

